

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部
役員等交通費支給要領

2021.7.1

(目的)

第1条 神奈川支部規程（以下支部規程という）第14条に基づき役員等の業務活動に対して支給する交通費の支給（実費弁償扱い）についてその支給要領を定める。なお、日当等の手当の支給については、別途定める。

(交通費支給の範囲)

第2条 役員等の業務活動に伴う交通費の支給の範囲は下記のとおりとする。

- 2 役員等とは、支部長、副支部長、常任幹事、幹事、支部監事及び相談役、顧問をいう。また、支部長が支部活動業務として委嘱した支部会員を含むものとする。
- 3 役員等の業務活動には、以下の業務が含まれる。
 - 一 常任幹事会、幹事会、臨時常任幹事会・幹事会への出席及び支部事務局打合せ等
 - 二 公募担当役員の事業場との打合せ等
 - 三 労働局、監督署及び神奈川労務安全衛生協会（本部・支部）等関係団体との打合せ等
 - 四 コンサルタント会本部及び南関東ブロック会議等の打合せ等
 - 五 その他支部長が委嘱した業務活動
- 4 部会、委員会、研究会等の打合せにおける交通費については支給対象外とする。

(交通機関)

第3条 支給対象とする交通機関は、電車、バス及びタクシーとする。

- 2 支給対象区間は、自宅最寄りのバス停、または駅より目的地までの往復の区間とする。
- 3 目的地までのルートで電車やバスの利用において利便性が悪く所要時間がかかる場合、あるいは緊急性のある業務活動に限りタクシーの利用を認める。

(交通費の精算)

第4条 交通費の精算は、年2回（9月末、3月末）行うこととする。

- 2 交通費の請求は、別紙の交通費精算書に必要事項を記入して事務局長あてに期日までに提出することとする。退会等の理由による交通費の精算は、事由が発生した時点で精算を行うことが出来る。
- 3 交通費の支払いは、請求翌月末までに請求者指定の銀行口座に振込むこととする。振込手数料は、神奈川支部が負担することとする。

(改廃)

第5条 役員等交通費支給要領は、幹事会の決議により改廃する。ただし、軽微な変更については常任幹事会で改廃することができることとし、その結果を直近の幹事会に報告する。

附則（令和3年7月1日）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

